

事 務 連 絡
令 和 4 年 8 月 25 日

公益社団法人国民健康保険中央会 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

配慮措置の導入に伴う診療報酬明細書の取扱い等について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を2割とするとともに、2割負担への変更により影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた方について、施行後3年間、高額療養費の枠組みを利用して、1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるような配慮措置を導入することとしました。

こうした窓口負担割合の見直しや配慮措置の導入に関しては、「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬請求書等の記載要領の一部改正等について」（令和4年3月31日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）により、医療機関等に対して計算事例の提供等を行っています。

後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があったときは、審査を行った上で、支払いを行うこととされており、また、広域連合は、当該審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することができることとされているところ、適切かつ円滑な診療報酬の請求に資するため、別添のとおり後期高齢者医療広域連合に対して、以下の事項について審査支払機関に要請するよう事務連絡を発出しています。

診療報酬の請求が適切かつ円滑に行われるよう、貴会においても、下記の内容について国民健康保険団体連合会に対し周知いただくようお願いいたします。

記

1. 配慮措置の導入に伴う診療報酬明細書の取扱い等について
 - 適切かつ円滑な診療報酬の請求に資するため、以下の事項について対応を行うこと。
 - (1) 診療報酬明細書等の作成に係る保険医療機関等からの相談について

診療報酬明細書等の作成に当たって、医療機関等から照会を受けた場合は、積極的にこれに応じるように努めること。

(2) 配慮措置に係る計算が誤った診療報酬明細書の取扱いについて

配慮措置に係る計算が誤った診療報酬明細書について、審査支払機関から医療機関等に返戻を行うことが考えられるが、審査支払機関において診療報酬明細書を修正する取扱いとする場合、保険医療機関等における負担が軽減され、また、返戻処理と比べて、保険医療機関等への支払も迅速に済むという利点が考えられることから、可能な限り審査支払機関において診療報酬明細書を修正する取扱いとする等、保険医療機関等における事務負担を踏まえつつ、柔軟に取り扱うようにすること。

なお、診療報酬明細書を修正した場合には、当該修正内容を増減点連絡書により医療機関等に通知するなど、その内容が医療機関等にも伝達されるようにすること。加えて、修正に当たっては、医療機関等に修正の理由等を説明することにより、配慮措置に係る計算の誤りが可能な限り再度発生しないようにすることが考えられること。

事務連絡
令和4年8月25日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

配慮措置の導入に伴う診療報酬明細書の取扱い等について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を2割とするとともに、2割負担への変更により影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた方について、施行後3年間、高額療養費の枠組みを利用して、1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるような配慮措置を導入することとしました。

こうした窓口負担割合の見直しや配慮措置の導入に関しては、「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬請求書等の記載要領の一部改正等について」（令和4年3月31日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）により、医療機関等に対して計算事例の提供等を行っています。

後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があったときは、審査を行った上で、支払いを行うこととされており、また、広域連合は、当該審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することができることとされているところ、診療報酬の請求が適切かつ円滑に行われるよう、貴広域連合においても、下記を取組を行っていただくようお願いします。

なお、本事務連絡については、国民健康保険中央会と協議済みであり、同会を通じて国民健康保険団体連合会宛にも周知する予定であることを申し添えます。

記

1. 審査支払機関への要請について

適切かつ円滑な診療報酬の請求に資するため、広域連合から審査支払機関に対して、以下の事項について要請すること。

(1) 診療報酬明細書等の作成に係る保険医療機関等からの相談について

診療報酬明細書等の作成に当たって、医療機関等から照会を受けた場合は、積極的にこれに応じるように努めること。

(2) 配慮措置に係る計算が誤った診療報酬明細書の取扱いについて

配慮措置に係る計算が誤った診療報酬明細書について、審査支払機関から医療機関等に返戻を行うことが考えられるが、審査支払機関において診療報酬明細書を修正する取扱いとする場合、保険医療機関等における負担が軽減され、また、返戻処理と比べて、保険医療機関等への支払も迅速に済むという利点が考えられることから、可能な限り審査支払機関において診療報酬明細書を修正する取扱いとする等、保険医療機関等における事務負担を踏まえつつ、柔軟に取り扱うようにすること。

なお、診療報酬明細書を修正した場合には、当該修正内容を増減点連絡書により医療機関等に通知するなど、その内容が医療機関等にも伝達されるようにすること。加えて、修正に当たっては、医療機関等に修正の理由等を説明することにより、配慮措置に係る計算の誤りが可能な限り再度発生しないようにすることが考えられること。

2. 広域連合における取組について

1の(1)と同様に、広域連合においても、医療機関等から診療報酬明細書等の作成方法等について相談があった場合は、審査支払機関への案内をはじめ、審査支払機関と連携し、積極的に応じるよう努めること。